

大阪市青少年問題協議会条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、大阪市青少年問題協議会条例(昭和28年大阪市条例第66号)第8条の規定に基づき、大阪市青少年問題協議会(以下協議会という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定数)

第2条 大阪市青少年問題協議会条例第2条第1項に規定する委員の定数は、20人とする。

(施行の細目)

第3条 前条に定めるものを除くほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和31年3月31日規則第16号)

この改正規則は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則(昭和35年10月13日規則第52号)

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和38年6月27日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月28日規則第15号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。